

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札(見積)執行調書

入札(契約)結果書

| | | | | | | | |
|------------|---------------|--------|---------------|-----------|--|----|-----------|
| 年災 | | 事項 | | | | 契約 | 平成28年7月1日 |
| 工事番号 | 16-41320-0170 | 工事名 | 積算業務委託(道整・再復) | | | 着工 | 平成28年7月1日 |
| 入札執行年月日 | 平成28年6月30日 | | 発注種別 | 22 土木設計 | | | 完成 |
| 審議番号 | 公所 | 000000 | 本庁 | | | | |
| 路線・河川名 | いわき石川線 | | | 予定価格 | | | |
| 工事箇所自 至 | 石川郡古殿町大字鎌田地内 | | | 1,911,600 | | | |
| 工事概要 | 積算業務 N=1式 | | | | | | |

| 業者コード 業者名 | 落札者の住所 | | |
|---------------------------------|---------------|----------|-----------|
| | 入札額及び再入札額 | 落札額(契約額) | |
| 900013050 一般財団法人 ふくしま市町村支援機構 | 福島市 中町7-17 | | |
| | (1) 1,620,000 | (2) | |
| | (3) | (4) | 1,749,600 |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |
| | (1) | (2) | |
| | (3) | (4) | |

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

16-41320-0170

(前文)

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約によることとしたい。

記

1 工事概要

| | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 工事名 | <u>道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）</u> |
| (2) 路・河川等名 | <u>いわき石川線</u> |
| (3) 工事箇所名 | <u>石川郡古殿町大字鎌田地内</u> |
| (4) 設計概要 | <u>改良舗装工 L=116.6m</u> |

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中にあって、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

3 随意契約の理由

本委託は、県道いわき石川線（長光地工区）の改良舗装工事の積算業務を委託するもので、県の発注者業務を代替・補完する業務である。

本県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から全県を挙げて復旧・復興を取り組んでおり、県中建設事務所の現体制の中で、速やかな業務執行のために、当該積算業務を外部委託する必要がある。

また、当該積算業務は、中立性、公平性が求められる業務であり、その性質、目的が競争入札に馴染まないものである。

一般財団法人ふくしま市町村支援機構は、市町村等が行う建設事業に関する技術及事務の改善向上とこれに従事する職員の技術向上の支援を目的に設立された法人であり、長年にわたり、県の業務を代替・補完する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を有し、中立性、公平性を有する県内唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び福島県財務規則施行通達第269条関係1-(3)の規定に基づき、本委託を単独見積りによる随意契約としたい。

4 単独見積りの理由及びその相手先

一般財団法人ふくしま市町村支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。